

税理士試験／要点整理シリーズ〔追録〕

平成18年度

■改正税法案早わかり

中央経済社

《ま え が き》

平成18年版 改正税法案早わかり

☪ 平成18年度改正のポイント利用方法

この「平成18年度改正税法案早わかり」は、税理士試験受験者のために、改正法項目を表欄形式により整理したのですが、ご利用にあたっては以下の点にご注意ください。

- (1) 政令・省令事項改正内容の詳細は、受験雑誌等の続報記事にてご確認ください。
- (2) 本文中の項目には、税理士試験の受験勉強の便のため、以下のような区分で、「改正の概要」「重要度」を表示しかつ特に重要だと思われる点には「出題の可能性と理由」をつけ加えました。

◎……重要な学習項目

○……一応学習しておくべき項目

△……受験上無視してもよい項目

*平成18年4月17日現在施行の法令等にもとづいて作成しています。

平成 18 年度税制改正は、総論として、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するため所得税の税率構造を見直すとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について税率の引き上げが行われ、各税法では会社法の改正を受けて所得課税において株式、配当等を中心とした税制の見直し、法人税では役員報酬を全面的に見直して定期同額給与、事前届出給与制度及び利益運動型給与、同族会社の業務主宰役員に対する報酬に係る給与所得控除相当額の法人税課税制度の創設、同族会社の判定基準として議決権割合及び持分会社の社員割合の導入、留保金課税制度の見直しが行われた。

また、相続税では物納制度の取扱いを全面的に法令に規定し、併せて延納制度も見直しが行われた。

消費税に関しては、災害等による新規設備投資のための仕入税額控除を適用するための原則課税制度の適用、反対に帳簿及び請求書等の紛失や消失による仕入税額控除の適用除外を救済するための簡易課税制度の選択適用を認めるための改正が行われた。

以下、平成 18 年度税制改正のうち今年度の試験に関係する部分を中心に図表で示すと次のとおりである。

1 所得税関係

(1) 所得税法

重要度（18年度試験）	項目	法令	改正内容	適用関係
○	非永住者	所法2①四	居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人を非永住者とする。	平成18年4月1日以後の国内源泉所得及び国内で支払われる外国所得等に適用
◎	配当所得	所法24	会社法の施行に伴い配当所得の定義を改正し、剰余金の配当のうち株式又は出資に係るものに限り配当とし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除くこととされた。	配当等の支払が平成18年5月1日以後のものに適用

◎	みなし配当	所法 25	<p>法人の次に掲げる事由により金銭等の交付を受けた場合において、その金銭等の額が資本金等の額を超えるときには、その超える部分の金額は配当とみなす。</p> <p>1 資本の払戻し(株式に係る剰余金の配当(資本剰余金の減少に係るものに限る。)のうち分割型分割によるもの以外のもの)</p> <p>2 法人の自己の株式又は出資の取得(株式交換等に係るものを除く。)</p> <p>3 法人の出資の消却、出資の払戻し、社員その他出資者の退社、脱退による持分の払戻し、法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく消滅させること</p> <p>4 法人の組織変更</p>	基準日が平成
				18年5月1日以
				後であるもの
				平成18年5月1
				日から施行
				平成18年4月1
				日以後適用
				平成18年5月1
				日以後適用
△	国庫補助金等の総 収入金額不算入	所法 42①	固定資産の取得又は改良に係る補助金の交付金化に伴い、所要の措置が講じられた。	平成18年分の 所得税から適 用
△	賄賂の額の必要経 費不算入	所法 45②、 ③)	個人が供与する刑法第198条の賄賂又は不正競争防止法第18条第1項の金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の仏又は権利その他の経済的利益の価額について、必要経費に算入しない。	平成18年4月 1日以後供与す る金銭等その 他の価額につ いて適用
△	外貨建取引の換算	所法 57の3	個人が外貨建取引を行った場合に円換算方法について、原則として、その取引時の為替相場により換算する。 なお、先物外国為替契約等により円換算額を確定させているときには、その確定させた円換算額により換算する。	平成18年4月 1日以後に行う 外貨取引に適 用

○	株式交換等に係る譲渡所得等の特例	所法 57 の4 ①, ②	株式交換及び株式移転(以下「株式交換等」という。)において、株式交換等に係る完全子法人の株主に、その完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった場合には、その完全子法人の株式の譲渡がなかったものとみなす。そして、この特例の適用の場合において、その取得した完全親法人の株式の取得価額は、旧株の取得価額とする。	平成 18 年 10 月 1 日以後に行う株式交換等による譲渡について適用する。(附則第 8 条関係)
△	取得請求権付株式等に係る譲渡所得等の特例	所法 57 の4 ③	取得請求権付株式等についてその請求権の行使等により譲渡し、その対価としてその取得をする法人の株式のみの交付の受けた場合等には、その譲渡はなかったものとみなす。そして、この特例の適用を受けた場合において、その取得した株式等の取得価額は、旧株の取得価額とする。	平成 18 年 10 月 1 日以後に行う請求権の行使による譲渡について適用する。(附則第 8 条関係)
○	地震保険料控除	所法 77	(1)居住者が、その有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を直接又は間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、その保険料等の金額の合計額(最高5万円)をその年分の総所得金額等から控除する。 (2)なお、居住者が、平成 19 年以後の各年において、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額(最高1万5千円)をその年分の	平成 19 年分以後の所得税について適用する。(附則第 10 条関係) (附則第 10 条)

			<p>総所得金額等から控除することができる（上記(1)の控除と合わせて最高5万円）。</p> <p>この場合において、当該長期損害保険契約等が上記(1)の損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとする。</p>		
○	寄付金控除	所法 78	寄付金控除の適用下限額を1万円から5千円に引き下げる。	平成18年分以後の所得税に適用	
△	所得税の税率構造	所法 89	所得税の税率を次のとおり5%から40%までの6段階とする。	平成19年度以降の所得税から適用。したがって、平成18年度の試験には適用しない。	
			[適用課税所得]		[税率]
			195万円以下の金額		5%
			330万円以下の金額		10%
			695万円以下の金額		20%
			900万円以下の金額		23%
			1,800万円以下の金額		33%
1,800万円超の金額	40%				

(2) 租税特別措置法

重要度(18年度試験)	項目	法令	改正内容	適用関係
◎	確定申告を要しない配当所得	措法8の5 措法9の3	<p>(1)確定申告を要しない配当等の金額要件に係る一回の支払額について、10万円を配当計算期間の月数(最高12月)によりあん分して計算した金額以下とする。</p> <p>(2)上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の適用対象から除かれる大口株主の判定は、配当等の支払に係る基準日において行う。</p>	配当等の支払に係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用する。(附則第77条)
△	試験研究を行った場合の所得税額の特別	措法 10	試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、平成19年及び平成20年の2年間の時限措置として、試験研究費	平成19年以後の試験研究費について適用

	控除		の額のうち比較試験研究費の額を上回る部分の特別税額控除割合に 5%を上乗せする。	
○	中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例	措法 28 の 2	この制度の適用に当たって、平成 18 年 4 月 1 日以後に取得した少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち 300 万円を超える部分を除外する。	平成 18 年 4 月 1 日以後取得等をする少額減価償却資産から適用
○	株式等に係る譲渡所得等の課税の特例	措法 37 の 10	会社法の制定等に伴い、株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされる金銭の額及び金銭以外の資産の価額が合併、分割、資本の払戻し、自己株式の取得、出資の消却等、組織変更等の態様毎に定められた。	合併等が会社法の施行日(平成 18 年 5 月 1 日)以後であるものについて適用
○	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	措法 41 の 19 の 2	居住者が平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画区域内において、居住用家屋の耐震改修を行った場合には、その住宅回収に要した費用の 10% 相当額(最高 20 万円)をその年分の所得税額から控除する。	平成 18 年分所得税から適用

2 法人税関係

(1) 法人税法

重要度(18年度試験)	項目	法令	改正内容	適用関係
◎	同族会社の判定	法法20	同族会社の判定基準に会社の株主等の三人以下並びにこれらの特殊関係者出ある個人及び法人がその会社の次に掲げる議決権のいずれかについてその総数の 50%を超える数を有する場合又はその会社の株主等(持分会社の社員)の	平成 18 年4月1日以後開始の事業年度から適用

			<p>総数の50%を超える場合が追加された。</p> <p>1 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権</p> <p>2 役員の選任又は解任に係る議決権</p> <p>3 役員の報酬、賞与其他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権</p> <p>なお、上記1から3において、個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、その者が有する議決権はその個人又は法人が有するものとみなし、かつ、その個人又は法人はその議決権に係る会社の株主等であるものとみなす。</p>	
◎	役員給与の損金不算入	法法34	<p>1 内国法人がその役員に対して支給する給与(退職給与その他特定のものを除く。)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。</p> <p>① 定期同額給与</p> <p>その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずる一定の給与</p> <p>② 事前確定届出給与</p> <p>その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて</p>	平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用

			<p>支給する給与(納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合におけるその給与に限るものとし、定期同額給与及び利益連動給与(利益に関する指標を基礎として算定される給与をいう。)を除く。)</p> <p>③ 利益連動給与</p> <p>同族会社に該当しない内国法人がその業務執行役員に対して支給する利益連動給与で次に掲げる要件を満たすもの(他の業務執行役員のすべてに対して次に掲げる要件を満たす利益連動給与を支給する場合に限る。)</p> <p>イ その算定方法が、その事業年度の利益に関する指標(有価証券報告書に記載されるものに限る。)を基礎とした客観的なもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)であること。</p> <p>(1) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。</p> <p>(2) 3月経過日までに、報酬委員会(その内国法人の業務執行役員又はその業務執行役員と特殊の関係のある者がその委員になっているものを除く。)が決定をしていることその他これに準ずる適正な手続を経ていること。</p> <p>(3) その内容が、(2)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていることその他財務省令で定める方法により開示されていること。</p>	
--	--	--	---	--

		<p>法法 35</p>	<p>ロ 利益に関する指標のうちが確定したあと1月以内に支払われ、又は氏晴れ割れる見込みであること。</p> <p>ハ 損金経理していること。</p> <p>3 特定支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入</p> <p>内国法人である特殊支配同族会社(同族会社の業務主宰役員及びその業務主宰役員関係者がその同族会社の発行済株式又は出資(その同族会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の90%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合その他一定の場合におけるその同族会社(当該業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関係者の総数が常務に従事する役員の数を超えないものに限る。)をいう。)がその特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとし、退職給与を除く。)の額のうちその給与の額を基礎として計算した給与所得控除額相当額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。</p>	
◎	特定同族会社の特別税率	法法 67	<p>内国法人である特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額に一定の法人税率を乗じて計算した金額の合計額を加算</p>	平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用

			<p>した金額とする。</p> <p>1 所得基準額</p> <p>その事業年度の所得等の金額の 100 分の 40(資本金1億円以下 100 分の 50)相当額</p> <p>2 定額基準額</p> <p>年 2,000 万円</p> <p>3 積立金基準額</p> <p>資本金の額×25%－利益積立金額</p> <p>4 自己資本基準額</p> <p>(前期末総資産価額－前期末自己資本の額)×3/7－前期末自己資本の額</p> <p>特定同族会社とは、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主又は社員のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主又は社員から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるものをいう。</p>	
◎	資本の部の整備	法法2十六、法令8	<p>会社法の改正を受けて資本等の金額は「資本金等の額」とされ、資本金の額又は出資の金額と、前事業年度までの資本金の額又は出資金の金額以外の資本金等の額(旧資本積立金相当額)の増減額及び当該事業年度の資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額(旧資本積立金相当額)の増減額の合計額となった。</p>	平成 18 年4月1日以後開始する事業年度から適用
◎	配当関係	法法 23, 24	<p>1 益金不算入の対象となる配当等の金額は次のものとされた。</p> <p>イ 剰余金の配当(株式又は出資に係るもの)に限り、資本剰余金の額の減少に伴</p>	平成 18 年5月1日以後の日を支配基準日とする配当等の額に適用

			<p>うもの及び分割型分割によるものを除く)</p> <p>ロ 利益の配当(分割型分割によるものを除く。)</p> <p>ハ 剰余金の分配(出資に係るものに限る。)</p> <p>ニ 資産の流動化に関する法律第115条第1項に規定する金銭の分配</p> <p>ホ 特定信託の収益の分配</p> <p>ヘ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち一定の額</p> <p>2 みなし配当</p> <p>内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超える部分の金銭は配当とみなす。</p> <p>イ 合併(適格合併を除く。)</p> <p>ロ 分割型分割(適格分割型分割を除く。)</p> <p>ハ 資本の払戻し(剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。)又は解散による残余財産の分配</p> <p>ニ 自己の株式又は出資の取得</p> <p>ホ 出資の消却(取得した出資について行うものを除く)、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく</p>	
--	--	--	---	--

			消滅させること。 へ 組織変更(当該組織変更に際して組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産の交付をしたものに限る。)	
○	有価証券の譲渡	法法 61 の 2	取得請求権付株式等につき、その請求権の行使等により譲渡をし、その対価としてその取得をする法人の株式等のみの交付を受けた場合(一定の場合を除く。)には、その譲渡対価の額は、譲渡直前の旧株の帳簿価額相当額とし、その譲渡損益を繰り延べる。	平成 18 年 5 月 1 日以後に請求権等の行使等を行った場合に適用
○	会社更生等による債務の消滅があった場合の欠損金の損金算入	法法 59①一、 ②一	会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、更生手続開始の決定等があった場合における事由に、債務の免除以外の事由により債務が消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを加える。	平成 18 年 5 月 1 日以後に債務の消滅があった場合に適用
△	新株予約権を対価とする費用等	法法 54	法人が個人から受ける役員提供の対価として新株予約権を発行した場合には、その個人においてその役員提供につき所得税法等の規定による給与所得、事業所得及び雑所得の課税事由が生じた日においてその役員提供を受けたものとして法人税法の規定を適用する。	平成 18 年 5 月 1 日以後に決議された新株予約権について適用
○	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入	法法 42～49)	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、圧縮記帳の経理方法に当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法を加える。	平成 18 年 5 月 1 日以後終了する事業年度から適用
△	不正行為等に係る費用等	法法 55	内国法人が供与をする刑法第 198 条(贈賄)に規定する賄賂又は不正競争防止	平成 18 年 4 月 1 日以後に支出する費

			<p>法第 18 条第1項(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する費用又は損失の額(その供与に要する費用の額又はその供与により生ずる損失の額を含む。)は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。</p>	用等の額に適用
--	--	--	--	---------

2 租税特別措置法

重要度(18年度試験)	項目	法令	改正内容	適用関係
○	試験研究費に係る税額控除	措法 42 の 4	<p>試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、平成 18 年4月1日から平成 20 年3月 31 日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を上回る部分の特別税額控除割合に 100 分の5を加える特例を2年間とする。</p>	平成 18 年4月1日以後開始する事業年度から適用
○	情報基盤強化税制の創設	措法 42 の 11	<p>青色申告書を提出する事業者が、平成 18 年4月1日から平成 20 年3月 31 日までの間に、情報基盤強化設備等の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合において、一定の要件を満たすときは、その情報基盤強化設備等の基準取得価額の 100 分の 50 相当額の特別償却と 100 分の 10 相当額の特別税額控除との選択適用ができる制度を2年間の時限措置として創設することとする。また、一定の法人にあっては、一定のリー</p>	平成 18 年4月1日以後に取得若しくは制作又は賃借する情報基盤強化設備について適用

			<p>ス情報基盤強化設備等の賃借をして、これを国内にある事業の用に供した場合において、一定の要件を満たすときは、リース費用の総額の一定の金額について100分の10相当額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。</p>	
○	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</p>	<p>措法67の5</p>	<p>平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をした少額減価償却資産については、その事業年度において取得等をした少額減価償却資産の所得価額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円を限度として損金算入することとされた。</p>	<p>平成18年4月1日以後取得する少額減価償却資産に適用</p>

3 相続税関係

(1) 相続税法

重要度(18年度試験)	項目	法令	改正内容	適用関係
◎	<p>物納制度</p>	<p>相法41</p>	<p>1 物納不適格財産の明確化等</p> <p>(1) 物納に充てることができない財産として、管理又は処分をするのに不適格な財産(物納不適格財産)及び物納の順位が優先される他の財産がある場合には物納に充てることができない財産(物納劣後財産)を法令に定める。</p> <p>(2) 超過物納について、物納財産の性質、形状その他の特徴により、金銭による納付を困難とする額を超える価額の物</p>	<p>平成18年4月1日以後の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用</p>

		相法 42	<p>納財産の収納を許可することができる。</p> <p>2 物納手続の整備等</p> <p>(1) 物納財産を国が収納するために必要な書類を物納申請時に提出することとする。</p> <p>(2) 提出された物納手続に必要な書類の記載に不備があった場合等には、税務署長は、当該書類の訂正等を申請者に求める旨の通知をする。当該通知後20日以内に当該書類について申請者が訂正等をしなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。</p> <p>(3) 税務署長は、1年以内の期限を定めて、廃棄物の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置をとることを申請者に命ずることができる。この場合において、期限内に当該措置がとられなかった場合には、物納申請の却下をすることができる。</p> <p>3 物納申請の許可に係る審査期間の法定等</p> <p>税務署長は、物納申請の許可又は却下を当該物納申請の期限から3月以内に行わなければならない。ただし、物納財産が多数となるなど調査に3月を超える期間を要すると認める場合には、審査期間を6月以内(積雪など特別な事情によるものについては、9月以内)とすることができる。</p>	
◎	特定物納制度	相法 48 の 2	<p>相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、相続税の申告期限から</p>	<p>平成 18 年4月1日以後相続又は遺贈により取得した財産</p>

			10年以内に限り、延納税額からその納期限の到来している分納税額を控除した残額のうち一定の金額を限度として、物納を選択することができる。	に係る相続税について適用
--	--	--	---	--------------

(2) 租税特別措置法

重要度(18年度試験)	項目	法令	改正内容	適用関係
○	小規模宅地等及び特定同族会社株式等に係る特例	措法69の4、69の5	会社法の制定に伴い、特定同族会社事業用宅地等の対象となる法人及び特定同族会社株式等に係る法人からそれぞれ清算中の法人が除外された。	平成18年5月1日から適用

4 消費税法関係

重要度(18年度試験)	項目	法令	改正内容	適用関係
◎	災害等があった場合の簡易課税制度の届出に関する特例	消法37の2	災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、災害等に起因して帳簿及び請求書を保存できないこととなったため簡易課税制度を適用することが必要となった場合又災害等に起因して新たに設備投資を行うこととなったことにより簡易課税制度を不適用とすることが必要となった場合において、税務署長の承認を受けたときは、簡易課税制度選択適用届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書を当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間の初日の前日に提出したものとみなすこととなった。	平成18年4月1日以後に災害等のやんだ日が到来するその災害等の生じた日の属する課税期間から適用

